

受益者負担の適正化基準

平成28年1月

柏市

目 次

1	はじめに	1
2	基本方針	2
3	見直しのポイント	3
4	受益者負担額の算定	4
5	受益者負担の基準	5
6	負担割合	1 2
7	減額・免除	1 4
8	その他の基準	1 6
9	施設ごとの負担割合	1 8
	【参考】建物の耐用年数表（抜粋）	2 1

1 はじめに

柏市では、平成23年3月に「柏市行政経営方針」を策定し、「柏市第四次総合計画 後期基本計画」における重点施策を推進し、目標とする将来都市像を実現するため、行財政改革の取組みを一層強化し、持続可能な行財政運営を構築することとしています。「柏市行政経営方針」では、5つの基本方針に基づき「マネジメントの強化・高度化」や「事務事業の見直し」など19項目の取組みを推進することとしています。このうち、「受益者負担の適正化」については、平成22年度に開催した柏市行政改革推進委員会において「使用料・手数料の適正化基準」の見直しが審議され、見直しの方向性が確認されたところです。

これらの現状を踏まえ、平成25年1月、新たに「受益者負担の適正化基準」を策定し、近隣センター使用料やスポーツ施設利用料金、各手数料等の見直しを行ってきました。

しかしながら、「受益者負担の適正化基準」を策定してから3年が経過し、見直し作業を進める中で、新たな課題が生じてきたことから、今回、「受益者負担の適正化基準」の、一部、見直しを行いました。

厳しい財政状況の中で、行財政改革の取組みを継続することが重要であることから、引き続き「受益者負担の適正化基準」に基づき、使用料や手数料等の見直しを進めていきます。

2 基本方針

(1) 役割分担の明確化

サービスの提供にあたり，市が提供する必要があるサービスなのか，また，市がサービスを提供する場合，適切なサービス水準はどの程度か，サービスの提供に民間事業者を活用できないかなど，社会経済情勢の変化に合わせた市の役割について十分検討して，サービス提供の可否について決定します。

(2) 公平性の確保

市が提供するサービスに必要な費用は，市税などを財源として広く市民が負担しています。特定の方が利用するサービスには，サービスを利用しない方の税金も使われることから，市税負担の点において公平ではありません。

サービスを利用する方としない方との公平性を確保するために，特定の方が利用するサービスについては，使用料や手数料などを負担して利用することを原則とします。

(3) サービス提供費用の縮減

サービスの提供費用が料金原価となることから，絶えず事業の見直しを行い効率的な事業運営を行うことにより，サービス提供費用の縮減を図ります。

(4) 運営状況の検証

サービスの利用者が納得して料金を負担するために，施設ごとの運営状況や「受益者負担の適正化基準」どおりの料金設定となっているかなどを検証し公表します。

3 見直しのポイント

(1) 負担割合の見直し

公の施設の使用料に関する負担割合（12ページ）では、「市場性による分類」が「市場的」な区分のうち、「選択性の分類」が「基礎的」な区分の負担割合を50%としていましたが、市に実施義務があり市場性がある事業は想定できない状況にあることから、負担割合の設定をなくします。

また、「市場性による分類」が「市場的」な区分のうち、「選択性による分類」が「やや選択的」な区分は、市場性が高く、民間事業者の参入が期待できる区分であることから、負担割合を75%から100%に変更します。

(2) 定期的な検証と運営状況の明確化

各サービスにおいて、料金水準が「受益者負担の適正化基準」の各施設ごとに位置付けた負担割合に達していないサービスについては、速やかに料金改定を行うようにします。

4 受益者負担額の算定

受益者負担額は次のとおり算定します。

$$\text{受益者負担額} = (\text{料金原価} - \text{控除財源}) \times \text{負担割合} \\ (0\% \sim 100\%)$$

※受益者負担額のイメージ（負担割合が25%の場合）

費用	総費用		
	料金原価（対象費用）		（対象外費用）
財源	控除財源 （補助金収入等）	受益者負担額 （使用料等）	公費負担額 （市税など）
	料金原価から控除	← 25% →	← 75% →
			料金原価対象外

※料金原価

サービスの提供に必要な費用のうち、料金原価の対象となる費用（人件費、物件費、維持補修費、補助費、公債費及び減価償却費など）のこと

※控除財源

料金原価の財源となる受益者負担金以外の収入（運営費補助金や公衆電話立替金など）のこと

※負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合のこと。市に実施義務があるか否かの「選択性」の基準と、民間事業者によるサービス提供が可能か否かの「市場性」の基準により負担割合を設定

※受益者負担額

施設等を利用した方が負担する使用料等のこと。料金原価に、サービスごとの負担割合を乗じて算出する

※公費負担額

サービス提供に必要な費用の財源として、サービス利用者（受益者）の負担では賅えない部分に充当する市税などの一般財源のこと

5 受益者負担の基準

(1) 対象サービス

公の施設の利用（施設使用料などを対価とするもの）や公の役務の提供（手数料を対価とするもの）を受けるサービスを対象とします。

なお、次のサービスは「適正化基準」の対象外とします。

【対象外とするサービス】

(a) 法令等により、市が独自に料金設定ができないもの

- ・使用料等を徴収できないもの

図書館など

- ・受益者負担の基準が定められているもの

知的障害児通園施設，市営住宅，保育園など

- ・国・県の算定方法や基準に合わせているもの

国の法令等で負担基準が定められているものは，受益の範囲内でその基準等による（「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」など。）。

(b) 独立採算を前提としているもの

下水道事業，公設市場事業，駐車場事業，病院事業，水道事業など

(2) 料金原価の対象費用

料金原価の対象費用は，人件費，物件費，維持補修費，補助費，公債費及び減価償却費とします。

① 人件費

ア 対象費用

報酬，給料，手当，共済費など

イ 算定方法

【人件費単価 × 職員数】

※人件費単価は，各年度における平均人件費（行政職（一），行政職（二），再任用（フルタイム），再任用（その他）職員ごと）を使用します。

※職員数は，サービスの提供に要した時間の割合で按分して算出します。

※報酬は実額を使用します。

② 物件費

賃金，需用費，役務費，委託料，使用料・賃借料，負担金など

③ 維持補修費

修繕料（大規模修繕（1,000万円以上の修繕料）を除く），工事請負費の一部など

④ 補助費

保険料，謝礼金，補助金，負担金など

⑤ 公債費

主に，施設整備に伴い発行した市債の償還金利子

※元金償還金は対象外とします。

⑥ 減価償却費

ア 減価償却の対象

施設，設備，物品に係る減価償却費（役務の提供によるサービスは物品のみ）を対象とします。

耐用年数及び償却率表は，原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従います。新地方公会計制度による耐用年数表（基本耐用年数表，建物の耐用年数表，主な物品・機械装置の耐用年数等）にも引用されています。

イ 減価償却費の計算方法

- ・減価償却は，開始時簿価及びそれ以降の簿価により，定額法（平成19年度税制改正における平成19年度4月1日以後取得償却資産の償却限度額計算方法に従う）により算定します。
- ・減価償却の開始年度は，取得年度の翌年度からとします。
- ・減価償却費の算定上，生じた端数は1円未満を切り捨てます。
- ・耐用年数を経過したものは，備忘価額として1円を計上します。
- ・物品は50万円以上の取得価額のものを対象とします。
- ・土地，立木竹，美術・骨董品・歴史的建造物，建設仮勘定（建設中の施設等）は減価償却を行いません。
- ・寄附などにより取得した財産（受贈財産）は，資産評価を行い，経過年数（耐用年数）を考慮した上で，減価償却費を算定します。

(3) 料金原価の対象外費用

① 土地の取得費

土地は，時間の経過によって価値が減少しない資産であり，減価償却資産ではないため，料金原価の対象外とします。

② 臨時的な対応に伴う費用

災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は，本来，提供するサービスとは目的が異なるものであるため，料金原価の対象外とします。

③ 受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は，原則，講座等の利用者が負担するものであるため，料金原価の対象外とします。

(4) 収入の取扱い

受益者負担金以外の収入がある場合は、次のとおり取扱います。

① 運営費補助金等

運営費など料金原価を対象として交付される補助金等は、料金原価から補助金交付（収入）額を控除するものとします。

② 整備費補助金等

建物や備品（50万円以上）などの償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等は、当該、建物や備品の償却期間中、減価償却費に見合う額を料金原価から控除するものとします。

③ その他の収入

サービス提供に伴う受益者負担金以外の収入（公衆電話立替金など）は、料金原価から控除するものとします。

④ その他

受益者負担金以外の収入が、料金原価の対象費用と対象外費用のどちらに充たるか明確でない場合は、按分して算出するものとします。

【例】取得した印刷機の減価償却費

・取得年月…平成23年12月　・取得価額…500,000円（財源：整備費補助金250,000円（補助率：1/2）、一般財源250,000円）

・耐用年数…5年　・償却方法…定額法

【減価償却費】

年数	年度	減価償却費	収益化する 整備費補助金
1	24年度	100,000円	50,000円
2	25年度	100,000円	50,000円
3	26年度	100,000円	50,000円
4	27年度	100,000円	50,000円
5	28年度	99,999円	50,000円
合計		499,999円	250,000円

【対象費用一覧】

対象経費	節	細節	備考	
01 人件費	01 報酬	01～03		
	02 給料	01～02		
	03 職員手当等	01～26	退職手当を除く。	
	04 共済費	01～09		
	05 災害補償費	01～05		
	06 恩給及び退職年金	01～02		
02 物件費	07 賃金	01～02		
	08 報償費	02 報償品		
	09 旅費	01～03		
	10 交際費	00		
	11 需用費	01 消耗品費		
		02 燃料費		
		03 食糧費		
		04 印刷製本費		
		05 光熱水費		
		07 賄材料費		
		08 医薬材料費		
	12 役務費	01 通信運搬費		
		02 保管料		
		03 広告料		
		04 手数料		
		06 筆耕翻訳料		
	13 委託料		減価償却費で計上するもの（普通建設	

			事業費となる設計委託など)を除く。
02 物件費	14 使用料及び 賃借料	01 使用料	
		02 賃借料	減価償却費で計上するものを除く。
	15 工事請負費		減価償却費で計上するもの（普通建設 事業となるもの）を除く。
	18 備品購入費		減価償却費で計上するもの（取得価額 50万円以上）を除く。
	19 負担金補助 及び交付金	01 負担金	減価償却費で計上するもの（普通建設 事業となるもの）を除く。
03 維持補修 費	11 需用費	06 修繕料	減価償却費で計上するもの（普通建設 事業となるもの）を除く。
	15 工事請負費		減価償却費で計上するもの（普通建設 事業となるもの）を除く。
	16 原材料費		
05 補助費	08 報償費	01 報償金	
	12 役務費	05 保険料	
	19 負担金補助 及び交付金	02 補助金	減価償却費で計上するもの（普通建設 事業となるもの）を除く。
		03 交付金	
27 公課費			
09 公債費	23 償還金利子 及び割引料	02 利子及び割引 料	元金償還金は対象外
99 減価償却 費			

(5) 算定方法

① 貸室等

貸室等（会議室、ホールなど）など、一定のスペースを使用する場合の使用料は次のとおり算定します。

(a) 1 m^2 当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計

※事務所やトイレなど共用部分に要する費用についても、原価として算定します。

※貸出面積の合計には共用部分は含みません。

(b) 1 m^2 当たりの時間原価 = 1 m^2 当たりの年間原価 ÷ (年間利用可能時間)

(c) 1室当たりの原価 = 1 m^2 当たりの時間原価 × 1室面積 × 利用時間

(d) 1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価 × 受益者負担の割合

【例】施設の会議室を3時間利用する場合の使用料

	体育室	会議室	事務室	共用部分 (廊下等)	合計
延床面積	400 m ²	200 m ²	50 m ²	150 m ²	800 m ²

・施設全体の原価…5,000,000円

・年間開館時間…2,340時間

・受益者負担の割合…50%

・貸出面積合計…体育室(400 m²) + 会議室(200 m²) = 600 m²

(a) 1 m^2 当たりの年間原価 = 5,000,000円 ÷ 600 m² ≒ 8,333.3円/m²

(b) 1 m^2 当たりの時間原価 = 8,333.3円/m² ÷ 2,340時間
≒ 3.56円/m²/時間

(c) 1室当たりの原価 = 3.56円/m²/時間 × 200 m² × 3時間 = 2,136円

(d) 1室当たりの使用料 = 2,136円 × 50% = **1,068円/室**

② 個人利用施設等

個人でプールなどの施設を利用する場合の使用料は、次のとおり算定します。

(a) 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間利用者数

※年間利用者数は過去3ヵ年の平均としますが、利用者数に変動がある施設は、各施設サービスごとに判断するものとします。

(b) 1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 × 受益者負担の割合

【例】プールの使用料

- ・施設全体の原価…10,000,000円
- ・年間利用者数…50,000人
- ・受益者負担の割合…100%

(a) 1人当たりの原価 = 10,000,000円 ÷ 50,000人 = 200円/人

(b) 1人当たりの使用料 = 200円 × 100% = **200円/人**

(6) 算定年度

原則として、使用料等の額を算定する前年度決算額を使用します。ただし、前年度決算額が、過去3年間の決算額と乖離が大きい場合は、3年間の平均値を使用します。

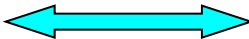
また、経常経費でありながら、毎年度発生しない費用（2年に1度発生する費用など）は、単年度あたりの費用を算入します。このほか、算定年度に新たに発生する費用は対象費用として算入します。

6 負担割合

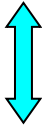
(1) 公の施設の利用等（使用料）

公の施設を活用して提供するサービスは多様であることから，受益者負担の割合は，サービスの選択性や市場性の強弱により，次の9つに分類して設定します。

① 選択性による分類

区分	①	②	③	
性質	基礎的	やや選択的	選択的	
内容	市に実施義務があるもの	市が義務的に実施する必要はないが裁量的なもの	市が義務的に実施する必要のないもの	
利用者負担	小			大

② 市場性による分類

区分	性質	内容	利用者負担
A	非市場的	民間事業者によるサービス提供が困難なもの	
B	やや市場的	民間事業者によるサービス提供が期待できるもの	
C	市場的	民間事業者が同等のサービスを提供しているもの	

③ 受益者負担の割合

区分・性質	① 基礎的	② やや選択的	③ 選択的
A 非市場的	0%	25%	50%
B やや市場的	25%	50%	75%
C 市場的	—	100%	100%

(2) 公の役務の提供（手数料）

公の役務の提供（手数料を対価とするもの）を受けるサービスは、特定の方が利益を受けることが明らかであることから、公の役務の提供に対する受益者負担割合は、原則、100%とします。

- 証明書交付手数料
- 登録手数料
- 閲覧手数料 など

(3) その他（実費負担）

条例・規則に基づかない各種図面の販売や機械・物品の貸与などのサービスは、特定の方が利益を受けることが明らかであることから、受益者負担割合は、原則、100%とします。

7 減額・免除

減額・免除制度は、障害者などの社会的弱者や教育の振興といった政策的配慮から実施するものであり、受益と負担の公平性の観点から、減額などの軽減措置については必要最小限度とする必要があります。

このことから、減額・免除の取扱いについて次のとおり共通基準を設定します。施設の設置目的などから、減額・免除を各施設で設定する場合は、必要最小限のものであることを十分考慮して設定することとします。

また、減額・免除制度の適用に当たっては、対象者であることの確認を厳格に行う必要があります。

なお、減額・免除制度は、サービス利用の都度、決定することが好ましいですが、事務経費軽減の観点から、減額・免除制度適用後の料金設定を行うことも可能とします。

(1) 使用料の共通基準

① 柏市が施設を使用する場合

柏市（議会、行政委員会等を含む。）が施設を使用する場合、使用料の減額・免除は行いません。

なお、施設の管理運営団体（指定管理者など）が当該施設を公共目的で使用する場合は免除するものとします。

② 柏市が共催・後援する場合

柏市が各種団体等と共催で事業等を実施したり後援する場合においては、共催や後援の事実のみで減額や免除は行いません。

③ 他の官公署の利用、公共的団体が利用する場合

減額や免除は行いません。ただし、他団体と相互利用ができる協定等を締結したサービスについては、減額や免除を行うことができるものとします。

④ 減額・免除の対象

高齢者や障害者、子供などを減額・免除の対象とする場合、次の区分ごとの対象要件に基づくことを基本とします。

なお、団体利用の場合は、構成員の半数以上の方（市内在住）が対象要件に該当した場合、減額・免除の対象とします。

区分	対象要件
高齢者	75歳以上の市民（市内在住）
障害者	障害者手帳の交付を受けている市民（市内在住）

(2) 手数料の共通基準

次の場合、手数料の全部又は一部を免除できるものとします。

- ① 柏市が公用で使用するとき
- ② 国又は地方公共団体が公用で使用するとき
- ③ 生活保護法に基づく被保護者からの請求
- ④ 法令の規定により手数料の負担が免除となっているもの
- ⑤ その他（柏市手数料条例第4条第1項（減免）に規定されている項目）

8 その他の基準

(1) 市外利用者や営利目的利用者の取扱い

市民の税金を適切に使用する観点から，市外利用者や営利目的利用者の受益者負担を，原則，受益者負担割合が100%（市税などの一般財源を市外利用者や営利目的利用者には充当しない）になる水準に設定し，適切な負担を求めます。

なお，市内在学者及び市内在勤者の利用については，サービスごとに判断することとします。

① 市内・市外利用者の判断基準

(a) 個人

当該個人の住民登録地で判断します。

(b) 団体

法人格を有する団体は，本社の所在地（登記上）で判断します。法人格を有しない団体は，主たる事務所所在地で判断します。主たる事務所を有しない団体にあつては，当該団体の代表者の住民登録地で判断します。

※市内利用者と認められるケース以外は，全て市外利用者となります。

※千葉県が組織が利用する場合は，全て市外利用者となります。

(c) その他

市外利用者であっても，施設の利用にあたり柏市と共催して事業等を実施する場合は，市内利用者とみなします。

② 営利団体の判断基準

営利団体の判断基準は，催物の内容ではなく，使用する団体が経済活動により得た利益を特定人に帰属（分配）させたり，事業拡張のために行っている団体を営利団体と位置付けて判断します。営利企業（法人）である株式会社，有限会社，合名会社，合資会社及び合同会社は営利団体とします。

また，非営利法人である社団法人（一般，公益），財団法人（一般，公益），学校法人，医療法人，社会福祉法人，特定非営利法人（NPO法人），生活協同組合，農業協同組合，労働組合，信用金庫及び信用組合などは非営利団体とします。

なお，生命保険会社の場合，株式会社は営利法人であることから営利団体としますが，相互会社の場合は非営利法人なので非営利団体とします。

(2) 料金の前納と還付

施設を使用するサービスの場合、料金（使用料等）は、利用承認後、速やかに使用者が納付（前納）することを基本とします。

また、納付された料金（使用料等）は、施設の適正利用を図る観点から、原則、返還しないものとしますが、必要があるときは、料金の一部を返還することができるものとします。

(3) 近傍施設の料金との調整

受益者負担の設定にあたり、同種の民間施設（サービス）及び近隣の地方公共団体の料金と大きな格差が生じるような場合は、調整することができるものとします。

(4) 利用時間帯による使用料等の格差

利用時間帯による使用料等の格差は、それぞれの施設（サービス）において設定できるものとします。

(5) 改定率の制限

市民負担の急激な増加を避けるため、1回の料金改定率は50%を越えないものとします。

(6) 受益者負担額の見直し

受益者負担額の見直しは、「9 施設ごとの負担割合 施設ごとの負担割合表」に位置付けた負担割合に達していない事業については、速やかに見直しを行います。

また、少なくとも3年に1度、見直しを行うものとします。

9 施設ごとの負担割合

施設ごとの負担割合表

No.	施設名等	選択性	市場性	負担割合	備考
1	公民館	②	A	25%	
2	市立図書館	①	A	0%	
3	市立図書館分館	①	A	0%	
4	柏市民ギャラリー	②	B	50%	
5	運動場	②	B	50%	
6	庭球場	②	B	50%	
7	市民プール	②	B	50%	
8	体育館	②	B	50%	
9	青少年センター	②	A	25%	
10	地域福祉センター	②	A	25%	
11	市立保育園	—	—	—	国基準による
12	児童遊園	①	A	0%	
13	子供の遊び場	①	A	0%	
14	児童センター	①	A	0%	
15	こどもルーム	②	B	50%	
16	豊四季台老人いこいの家	—	—	—	国通知による
17	老人福祉センター	②	A	25%	
18	ほのぼのプラザますお	②	A	25%	
19	柏市こども発達センター	—	—	—	法令による
20	キッズルームひまわり	—	—	—	法令による
21	キッズルームこすもす	—	—	—	法令による
22	青和園，朋生園	—	—	—	法令による
23	近隣センター	②	A	25%	
24	柏市民交流センター	②	A	25%	
25	アミューゼ柏	②	B	50%	
26	市民文化会館	②	B	50%	
27	保健センター	①	A	0%	
28	介護老人保健施設はみんぐ	—	—	—	公営企業等
29	あけぼの山農業公園（本館）	②	B	50%	
30	あけぼの山農業公園（加工実習館）	②	B	50%	
31	あけぼの山農業公園（資料館）	②	B	50%	

No.	施設名等	選択性	市場性	負担割合	備考
32	あけぼの山農業公園（芝生広場）	②	B	50%	
33	都市農業センター（農芸交流館）	③	C	100%	
34	都市農業センター（レストラン）	③	C	100%	
35	都市農業センター（会議室）	②	B	50%	
36	公設総合地方卸売市場	—	—	—	公営企業等
37	駐輪場	②	C	100%	
38	レンタサイクル	③	C	100%	
39	市営駐車場	—	—	—	公営企業等
40	市営住宅	—	—	—	法令による
41	市営住宅共同施設等（駐車場）	③	C	100%	
42	都市公園	①	A	0%	
43	あけぼの山農業公園（茶室）	②	B	50%	
44	新十余二第一公園（野球場）	②	B	50%	
45	新十余二第二公園（庭球場）	②	B	50%	
46	松葉第一近隣公園（野球場）	②	B	50%	
47	松葉第二近隣公園（庭球場）	②	B	50%	
48	増尾城址総合公園（バーベキュー広場）	②	B	50%	
49	手賀の丘公園（バーベキュー広場）	②	B	50%	
50	手賀の丘公園（キャンプ場）	②	B	50%	
51	手賀の丘公園（野外ステージ）	②	B	50%	
52	手賀の丘公園（集会所）	②	B	50%	
53	手賀の丘公園（野球場）	②	B	50%	
54	手賀の丘公園（庭球場）	②	B	50%	
55	手賀の丘公園（多目的広場）	②	B	50%	
56	手賀の丘公園（ゲートボールコート）	②	B	50%	
57	しいの木台公園（庭球場）	②	B	50%	
58	大津ヶ丘中央公園（野球場）	②	B	50%	
59	大津ヶ丘中央公園（庭球場）	②	B	50%	
60	大津ヶ丘中央公園（市民プール）	②	B	50%	
61	柏西口第一公園（市民プール）	②	B	50%	
62	柏リフレッシュ公園（リフレッシュプラザ柏）	②	B	50%	

No.	施設名等	選択性	市場性	負担割合	備考
63	旧吉田家住宅歴史公園	②	B	50%	
64	都市緑地	①	A	0%	
65	緑道	①	A	0%	
66	公共下水道（汚水）	—	—	—	公営企業等
67	水道	—	—	—	公営企業等
68	市立柏病院	—	—	—	公営企業等
69	沼南庁舎バス乗継場	①	A	0%	
70	運動広場	②	B	50%	

【参考】建物の耐用年数表（抜粋）

（単位：年）

用途名称	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	コンクリート ブロック	プレキャスト コンクリート	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
庁舎	50	50	38	41	50	38	30	24
事務所	50	50	38	41	50	38	30	24
倉庫，物置	38	38	31	34	38	31	24	15
自転車置場	38	38	31	34	38	31	24	15
書庫	50	50	38	41	50	38	30	24
車庫	38	38	31	34	38	31	25	17
食堂，調理室	41	41	31	38	41	31	25	20
陳列所，展示室	50	50	38	41	50	38	30	24
校舎，園舎	47	47	34	38	47	34	27	22
講堂	47	47	34	38	47	34	27	22
給食室	41	41	31	38	41	31	25	20
体育館	47	47	34	38	47	34	27	22
集会所，会議室	47	47	34	38	47	34	27	22
公民館	50	50	38	41	50	38	30	24
便所	38	38	31	34	38	31	24	15
ポンプ室	38	38	31	34	38	31	24	15
ボイラー室	38	38	31	34	38	31	24	15
配電室，電気室	38	38	31	34	38	31	24	15
住宅	47	47	34	38	47	34	27	22